

○新得町特定不妊治療費・男性不妊治療費の助成について○

町では「特定不妊治療」を受けられるご夫婦の経済的負担軽減と少子化対策の充実を図ることを目的に治療費を助成しています。平成29年4月1日から、助成内容や条件が変更しましたのでお知らせします。

○不妊症とは

妊娠を希望する健康な夫婦が、通常の夫婦生活を営んで1年経過しても妊娠しない状態を不妊症と言います。現在では、6組に1組が不妊症と言われており、けっして珍しくない症状です。原因は男女双方にあり、不妊を解決するためには双方の協力が必要となります。

●助成対象者

- ① 特定不妊治療（体外受精、顕微授精）又は男性不妊治療（特定不妊治療に至る過程の一環の治療として行った場合に限る）を行われた日及び申請を行う日に妻が、町内に住所を有している方。
- ② 申請を行う日に、夫婦ともに町税を完納している方。
- ③ 同一の治療に対して、他の市町村から同種の給付を受けてない方。

**平成29年4月から合計
所得が730万円以上の
方も対象になりました。**

●助成金額

1 上記①～③に該当する方で夫婦の前年の合計所得が730万円未満の方で道の特定不妊治療費助成を申請した方

所得額は総所得額から医療費控除などの諸控除を差し引いた後の額になります。1～5月の申請は前々年の所得が対象となります。特定不妊治療および男性不妊治療に要する費用のうち1回の治療につき20万円を限度とします。北海道の特定不妊治療費用助成を先に十勝振興局（帯広保健所）に申請してください。（詳細は道ホームページをご参照ください。）道の助成額の確定後、町に申請してください。治療費用から道助成金を差し引いた額について20万円を限度として町から助成しますのでその後申請してください

※「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の経過を示します。また、以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた授精胚による凍結胚移植も1回とみなします。

2 上記①～③に該当する中で夫婦の前年の合計所得が730万円以上の方

治療に要する費用のうち1回につき10万円を限度として助成します。

●申請に必要な書類・流れ 別紙申請の流れをご覧ください。

～助成の対象となる治療～

- 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）が対象となります。
※医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合についても、卵胞が発育しない等により卵採取以前に中止した場合を除き、助成の対象となります。
 - 男性不妊治療：精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術が対象となります。
 - なお、夫婦以外の第三者から提供を受けた精子・卵子・胚による不妊治療や、代理母、借り腹によるものは対象になりません。
- ※保険適応されている治療は該当しません。

●助成回数 制限なし

●助成対象年齢 制限なし

町への申請書等は、町ホームページからダウンロードできます。

（保健推進課健康推進係 64-0533 ）